

2023年度 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 東京支部

福祉事業 結婚祝金 実施要項

- 1 主 催 公益財団法人 日本教育公務員弘済会 東京支部
- 2 趣 旨 本会福祉事業として、教弘保険加入者が結婚（入籍）された際に結婚祝金をお贈りします。
- 3 金 額 1万円をお贈りします。
- 4 申請資格 教弘保険加入者で結婚（入籍）後1年以内の方。（退職している方でも教弘保険に加入していれば対象）結婚する二人が共に教弘保険加入者の場合、それぞれが申請の対象となります。  
※結婚（入籍）時及び祝金受領時も教弘保険教弘保険にご加入いただいている必要があります。  
結婚（入籍）後に教弘保険加入者となった場合は対象となりません。  
※保険契約始期以後に結婚（入籍）された場合に限りません。
- 5 申請期限 結婚（入籍）から1年以内にご本人が申請して下さい。（弘済会必着）
- 6 申請方法 当支部の依頼を受けた学校担当者 LC（ジブラルタ生命のライフプラン・コンサルタント）に申請書を請求し、必要事項を全て記入の上、厳封して学校担当 LC 又は下記申請先宛へ提出して下さい。なお、職員番号は健康保険証又は事務室（経営企画室）のゴム印等でお確かめ下さい。  
(申請先) 〒102-0074 千代田区九段南 2-6-8 都教弘会館  
弘済会「結婚祝金」係 宛
- 9 交付方法 概ね2か月ごとでとりまとめ、支部長が申請書を審査し交付を決定します。その後、申請者指定の金融機関口座（申請者名義）へ振り込みます。
- 10 振込通知 振込日は郵送にて申請者へ知らせます。
- 11 個人情報の取扱い  
結婚祝金申請書へ記載の「個人情報の取扱いについて」にご同意の上、申請して下さい。